

船橋市立リハビリテーション病院指定管理者選定委員会設置要綱

平成17年10月12日

健康政策課

リハビリテーション病院整備室

(設置)

第1条 船橋市立リハビリテーション病院（以下「リハビリ病院」という。）の指定管理者を、プロポーザル方式（リハビリ病院が実施する医療機能その他リハビリ病院の管理を行う上で重要な事項について、指定管理者の指定を受けようとする事業者から提案を受け、当該提案等に基づき、リハビリ病院の指定管理者として最も適当であると認められる事業者を選定する方式。以下同じ。）により選定するため、船橋市立リハビリテーション病院指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議し、最適候補者及び次席者を選定し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 募集要項を決定すること。
- (2) 審査基準を決定すること。
- (3) 審査基準に基づき提案内容等について審査すること。
- (4) その他、市長が特に必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる区分及び人数に応じ、識見を有する者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療経済に識見を有する者 1人
- (2) 船橋市保健・医療・福祉問題懇談会会長 1人
- (3) 船橋市医師会から推薦のあった医師 2人
- (4) 医療センター医師 2人
- (5) 医療ソーシャルワーカー 1人
- (6) 経営に関し識見を有する者 1人
- (7) 行政職員 2人

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の開催等)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開等)

第7条 委員会の会議の公開については、別に定める。

(解散)

第8条 委員会は、第2条に規定する所掌事務の全てを終了したときに解散する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉局健康部健康政策課リハビリテーション病院整備室において処理する。

(災害補償)

第10条 委員会の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。